

甲武信ユネスコエコパークにおける公共標識のガイドライン

1 目的

甲武信ユネスコエコパーク地域は、我が国有数の大河川の源流域であり、山肌を覆う森林は、近接する首都圏や周辺地域の水源として古くから守られてきた。そこで、この優れた自然環境の保護と適正な利用を推進するため、当地域内における適切な標識の配置やデザインの統一化等を図ることにより、利用者の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある風致景観を維持及び形成することを目的とする。

2 適用範囲

甲武信ユネスコエコパーク地域に設置する「公共標識（サイン類）」（以下「公共標識」という。）の種類は、別表1のとおりとする。

また、その適用範囲は、次のとおりとする。

- ① 歩行者を対象とした案内、誘導のための標識
- ② 車両通行者を対象として圏域内で重要な案内対象に誘導する標識
- ③ 駅前などの交通拠点、道路、公園、緑地等に設置され管理する標識
- ④ 登山道を対象とした誘導のための標識*

※④は別表1に示す公共標識のうち誘導標識に対応

ただし、上記①～③において、次に示すような標識で、標識令などの法令等に準拠した標識や、駅施設内標識のように一つのまとまりとして独自のシステムを用いた方が効果的と思われる標識については、適用範囲から除外する。

- ① 特定の施設（美術館や博物館、庭園、古民家等の意匠性が重要な施設等）の標識
- ② 国県等が設置する標識

なお、民間が設置する公共標識については、可能な範囲において、本ガイドラインを適用することとする。

3 適正な配置等

必要最低限の設置数とする。その際、利用者の導線を考慮しつつ、可能な限り風致景観の支障とならず、かつ利用者の目につきやすい場所に設置する。近傍に同一機能の公共標識を重複して設置することは避け、複数存在している場所においては、必要性を吟味の上、統合又は撤去する。

なお、国・県・市町村の計画、屋外広告物条例、ガイドラインなど、各種関係法令・条例等を遵守し設置するものとする。

設置に際しては、関係者に対して事前に相談しながら進めるものとする。

4 デザインに関する基本的な考え方

甲武信ユネスコエコパーク地域の利用者、利用形態は多様であることから、ユニバーサルデザインとすることが必要である。また、甲武信ユネスコエコパーク地域の地形、地質、積雪や強風など自然・気象条件などに配慮した仕様にする必要がある。

本ガイドラインでは、良好な風致景観に配慮しながら、利用者への適切な情報の伝達につなげるためのデザインについて、別表2に定めることを基本とする。

ただし、自然公園法等各種関係法令や各地域の条例等を優先するものとする。また、秩父多摩甲斐国立公園内においては、秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等整備技術指針に従うものとする。

各公共標識の表示面デザインイメージについては、資料1を参照すること。

5 維持管理

設置者又は管理者は公共標識の劣化により風致景観上の支障となることを避け、また、利用者の安全を損なうことのないよう、適切な維持管理を行う。必要がなくなった公共標識は、速やかに撤去することとし、老朽化した公共標識は、必要な措置を講じるものとする。

6 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、原則として関係法令等によるものとし、疑義が生じた場合は公共標識ガイドラインワーキンググループで協議するものとし、必要に応じ、環境省、県、幹事会等に意見を求めるものとする。

ただし、ガイドラインの修正については、甲武信ユネスコエコパーク推進協議会幹事会で協議し、保全活用委員会に諮る。

附則

このガイドラインは、令和3年6月23日以降に作成する公共標識から適用する。

別表 1

公共標識（サイン）のタイプ

種類	主な機能	具体例
記名 標識	入口標識	・ 甲武信ユネスコエコパーク区域の明示、甲武信ユネスコエコパークの周知 入口標識
	甲武信ユネスコエコパーク名碑標識	・ 甲武信ユネスコエコパーク内であることの認識の高揚 ・ 甲武信ユネスコエコパークのシンボル、ランドマーク 指定記念碑 甲武信ユネスコエコパーク名板 等
	資源名標識	・ 施設、景観資源、地名の認知（確認や識別） 施設名板、景観資源名板、地名板 等
案内 標識	誘導標識	・ 目的事物への誘導 指道標、里程標、誘導標 等
	案内図標識	・ オリエンテーション（全体像の把握及び自己の存在位置の確認） 総合案内板、 地図案内板 等
	総合案内標識	・ 各種利用情報の提供
解説標識	・ 自然教育 ・ 自然解説や自然情報の提供 解説板、方向指示板、 植物ラベル 等	
注意標識	・ 事故防止 ・ 自然環境の保護 ・ 公序良俗の維持 ・ 利用規制の認知 制札、注意標識、規制標識、 警戒標識 等	
里程標・路傍サイン	・ 長距離自然歩道におけるシンボリックな標識 (歩道名、現在地、行程の表示) 歩道名板、里程標、誘導標識 等	

<p>2 適用範囲 仕様等</p>	<p>①歩行者を対象とした案内、誘導のための標識 ②車両通行者を対象として圏域内で重要な案内対象に誘導する標識 ③駅前などの交通拠点、道路、公園、緑地等に設置され管理する標識 ※秩父多摩甲斐国立公園内においては、秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>	<p>④登山道を対象とした誘導のための標識（別表1の誘導標識） ※ 秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>
<p>(1) 本体仕様</p>	<p>主材料は、木材、鋼材および石材とし、設置位置の環境条件や地域の実情に応じて適切な材料を選択する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主材料については①～③と同様 ・誘導標識タイプは腕木型又は単柱型とする。
<p>(2) 言語</p>	<p>日本語と英語表記を基本とする。 ただし、サインの種別や記載事項によっては、日本語のみの表記とすることや、その他の言語を表記することができる。 英語表記は、原則として「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月 国土交通省観光庁）の表記例（資料2参照）によるものとする。</p>	<p>日本語と英語表記を基本とする。 英語表記は、原則として国土地理院の表記例によるものとし、地名等に表記例がない場合はヘボン式ローマ字表記の例による。</p>
<p>(3) フォント</p>	<p>○日本語 ・フォント：「角ゴシック体」を基本とする。 ・文字高：見通し距離に応じた適切な高さとする。 ○英語・数字 ・フォント：「サンセリフ系書体」を基本とする。 ・文字高：日本語の文字高の3/4程度を基本とする。 ○その他の言語 ・フォント：「角ゴシック体に準じた書体」を基本とする。 ・文字高：日本語の文字高の3/4程度を基本とする。 ※秩父多摩甲斐国立公園内においては、日本語、英語・数字ともに「国立公園フォント」を基本とする。</p>	<p>○日本語 ・フォント：「角ゴシック体」を基本とする。 ○英語・数字 ・フォント：「サンセリフ系書体」を基本とする。 ・文字高：日本語の文字高の3/4程度を基本とする。 ○その他の言語 ・フォント：「角ゴシック体に準じた書体」を基本とする。 ・文字高：日本語の文字高の3/4程度を基本とする。 ※文字サイズは、見通し距離に応じた適当な大きさとする。 ※秩父多摩甲斐国立公園内においては、日本語、英語・数字ともに「国立公園フォント」を基本とする。</p>

<p>2 適用範囲</p> <p>仕様等</p>	<p>①歩行者を対象とした案内、誘導のための標識</p> <p>②車両通行者を対象として圏域内で重要な案内対象に誘導する標識</p> <p>③駅前などの交通拠点、道路、公園、緑地等に設置され管理する標識</p> <p>※秩父多摩甲斐国立公園内においては、秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>	<p>④登山道を対象とした誘導のための標識（別表1の誘導標識）</p> <p>※ 秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>
<p>(4) 色彩</p>	<p>○表示面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地色：こげ茶色（DIC333 近似色） ・文字色：白 <p>○支持体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こげ茶色（DIC333 近似色）」とすることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地色：こげ茶色（DIC333 近似色） ・文字色：白
<p>(5) ピクトグラム</p>	<p>国際化や利用者の多様性に配慮し、ピクトグラムを適宜使用することが望ましい。</p> <p>一般的なピクトグラムは「JIS Z 8210 案内用図記号」（資料2の2参照）及び『自然公園公共標識の標準表示例（環境省）』に定められている「自然公園独自のピクトグラム」から選定し、色彩等のルールを遵守し、用いること。</p>	<p>①～③と同様</p>
<p>(6) ロゴマーク シンボルマーク 市町村章</p>	<p>ロゴマーク・シンボルマーク・市町村章については、各ルールを遵守し、用いること。（資料3参照）</p>	<p>①～③と同様</p>
<p>(7) QRコード</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・URLを併記する場合は、リンク先名も記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○URLを併記する場合は、リンク先名も記載すること。 ○表示サイズは、シンボルマーク、ロゴマークと同一サイズとする。 ○以下の項目を記載することを推奨する。 <ul style="list-style-type: none"> ・現在地名、ルート名、標高、緯度、経度、緊急連絡先 ・表記は、日本語と英語表記を基本とする。

<p>2 適用範囲</p> <p>仕様等</p>	<p>①歩行者を対象とした案内、誘導のための標識</p> <p>②車両通行者を対象として圏域内で重要な案内対象に誘導する標識</p> <p>③駅前などの交通拠点、道路、公園、緑地等に設置され管理する標識</p> <p>※秩父多摩甲斐国立公園内においては、秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>	<p>④登山道を対象とした誘導のための標識（別表1の誘導標識）</p> <p>※ 秩父多摩甲斐国立公園管理計画及び自然公園等施設技術指針に基づき、以下に定めることを基本とする。</p>
<p>(8) 財源等の名称</p>	<p>財源等の名称を記載する必要がある場合は財源の名称、財源の出資先を記載する場合については、法人名を記載することとする。</p> <p>なお、表示場所やロゴマークの記載等については特に定めず、状況に応じて適宜判断することとする。</p>	<p>財源等の名称を記載する必要がある場合は財源の名称、財源の出資先を記載する場合については、法人名を記載することとする。</p> <p>なお、寄付の場合の法人名の記載については、ロゴマーク含め標識側面の設置者名より下側に配置し、縦書きとする。また、標識1本につき1財源の表示とする。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>記載項目は、公共標識の種類、機能による。</p> <p>※甲武信ユネスコエコパークのロゴマークは必須とする。</p> <p>なお、ロゴマークとロゴタイプを一緒に使用する場合は、利用マニュアル①のとおりとする。</p> <p>※秩父多摩甲斐国立公園内においては、秩父多摩甲斐国立公園シンボルマークの記載を推奨。</p> <p>※総合案内標識等の作成に当たっては、利用者の利便性を考慮するものとする。</p>	<p>○以下の項目の記載は必須とする。</p> <p>行先（日本語・英語表記）、甲武信ユネスコエコパークロゴマーク、秩父多摩甲斐国立公園シンボルマーク（国立公園内に限る）、矢印（単柱型）、設置者名</p> <p>○以下の項目については、記載することを推奨する。</p> <p>現在地、距離、所要時間、標高、矢印</p> <p>○以下の項目については、必要に応じて記載できる。</p> <p>国立公園統一マーク、ジオパーク秩父ロゴマーク、ピクトグラム、QRコード、財源（寄付の場合は法人名に限る）、設置年</p> <p>○レイアウトは、資料1の2を基本にバランス良く配置する。</p>